

## 郡山市開発審査会条例（平成11年12月21日郡山市条例第49号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8号の規定に基づき、郡山市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員の7人をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、都市構想部開発建築指導課において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年郡山市条例第20号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年郡山市条例第21号）

この条例は、令和4年11月1日から施行する。